

令和4年 天草市農業委員会第8回総会議事録

令和4年7月26日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和 弘 君
3番	金 棒 康 二 君	4番	淀 川 洋 一 君
5番	猪 原 真 滋 君	6番	中 村 三 千 人 君
7番	野 中 幸 〇 君	8番	平 岡 敬 則 君
9番	川 口 明 君	10番	富 崎 ます み 君
11番	黒 川 紀 世 子 君	12番	端 田 睦 子 君
13番	山 並 彰 一 郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

な し

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上 原 和 之	係 長	松 本 馨
書 記	井 上 拓 海	書 記	浦 川 優 也
書 記	濱 朋 也		

4、議事日程

開 会

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議第79号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第82号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第6	議第83号 非農地証明書交付申請について
日程第7	報告事項について

閉会

開 議 14 時 00 分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和 4 年天草市農業委員会第 8 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。梅雨明けをして、大変暑い日々が続いております。さらに最近、最低気温が 26 度を超えるような状態で、熱中症が心配されます。それと同時にコロナウイルスの第 7 波が到来し、天草市でも 50 名から 60 名もの感染者が報告されています。この第 7 波は、子どもを中心としてその家族が感染しているような状態で、私の周りや病院などでもそのような方がいらっしゃいます。皆様には十分に注意していただきながら農業委員活動に精を出していただければと思います。そして先日、新任の方を対象に研修がありました。参加された方は大変お疲れ様でした。また 8 月にも全体会議がありますので、ご協力をよろしくお願いします。また、この総会が終わりましたら、農業者年金の加入推進委員会議を行いますので、対象の方は、そちらの方にも出席していただければと思います。繰り返しになりますが、健康に十分注意されてこの農業委員活動に取り組んでいただきたいと思っております。本日は 3 条が 4 件、4 条が 1 件、5 条が 6 件、利用権設定が 27 件、非農地が 7 件、合計 45 件の議案が提案されています。慎重なるご審議をしていただきながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○事務局（上原和之君） 本日は、すべての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、11 番黒川委員、12 番端田委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 79 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。有明町の譲受人は、北九州市の譲渡人より、有明町の畑 329 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、柿を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。山下最適化推進委員さんと現地確認に行きました。この

農地は、贈与で受け取られる予定です。譲受人は、資料を見ていただければ分かりますとおり、有明町でも有数の経営面積を持っておられる方です。何ら問題ないということを確認してまいりました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田2744㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には牧草を栽培される計画です。現在は、■■■■■■■■■■となっております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。7月24日に地元の原田推進委員と現地確認に行っていました。ただいま事務局の方から説明がありまして、問題はないと思います。■■■■■■■■■■なので現在は、写真のような状態ですが、完了したらWCSを植えて見事な農地になるのかなということで、推進委員さんと見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田825㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国

道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。こちらも 7 月 24 日に原田推進委員と現地確認に行っていました。元々申請地は、借りて耕作をされていたと思いますが、このたび売買をされるようです。何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4 番について説明します。熊本市の譲受人は、熊本市の譲渡人より、五和町の畑 460 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■ km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはオリーブを栽培される計画です。補足説明を二点します。資料②の譲渡人は相続財産管理人となっております。相続財産管理人とは、あくまで一例ですが、亡くなった方の相続人がいない場合、また相続人全員が相続放棄をした場合に、その亡くなった方の相続財産を管理する人がなくなってしまう。もしも、亡くなった方に借金があった場合、お金を回収したい人が回収できなくなってしまう。ですので、お金を回収したい人が家庭裁判所にて管理する人を選定してもらい、その方が相続財産管理人となります。次に譲受人が熊本市在住の方となっております。資料②の申請事由にも書いてありますが、夫婦でオリーブの会社を経営されております。菊陽町と天草市でオリーブの栽培を既にされており、今回は天草市で経営規模を拡大される計画です。よって譲受人の方は、今後管理ができると判断しております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。こちらも 7 月 24 日に原田推進委員と現地確認をしてまいりました。現地に問題はないと思います。また、事務局の方から説明があったとおりで、

問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第80号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑33㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建設業を営んでおり、資材倉庫が不足しているため、住宅1棟、事務所1棟、作業所1棟、資材倉庫1棟、駐車場7台として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。農地最適化推進委員の光崎さんと一緒に現地確認をしました。ただいま事務局から説明があったとおりで、問題ないのではないかとこのを確認いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第81号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は愛媛県の個人で、下浦町の田322㎡を売買により取得し、店舗併用住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、帰郷に伴い、店舗併用住宅を新築したいため、店舗併用住宅1棟、駐車場4台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。7月24日に現地確認に行っていました。周りには、立派な家が建っていて、この区画だけ草畑のようになっていました。残っている区画が住宅2件分になるほど広がったのが気になりました。

○事務局（浦川優也君） 今回申請されるのは、航空写真にありますとおり、手前の農地のみです。

○11番（黒川紀世子君） 分かりました。この区画で農業をするというのは、途中で道もできているということもあり、困難な状態です。住宅を建てるのも仕方がないことではないかと思えます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。転用者は本渡町の個人外1名で、亀場町の畑1113㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真にな

ります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、車庫1棟、物置1棟、自転車・バイク置場、駐車場2台、通路、庭として整備し、利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。井上推進委員さんと一緒に現地確認に行きました。井上さんが利用状況調査されているときに、ちょうど草払いをされていたということで、少し草も短くなっています。広さが少し広いかなと思いますが、この土地は、耕作放棄地というほどではないと思いますが、農地として利用されることなく、耕作もされていません。特に問題ないのではないかと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田337.28㎡を売買により取得し、住宅兼店舗へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住宅兼店舗が地すべり災害の避難指示が出されている地区にあり、安全な場所に新しく建築したいため、住宅兼店舗1棟、駐車場8台として整備し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。この案件は、譲渡人より2ヶ月ほど前に、相談を受けたものです。譲受人は、自営業をされていますが、申請事由にありますように、現在の住まいのある場所は、昨年発生した大雨の影響で、地すべりが発生しており非常に危険な場所です。そのため譲受人が譲渡人に、どこか移転する場所はないかと、相談をされたそうです。

そうしたところ、この土地が候補にあがり、譲り受けられるということです。何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。転用者は葦北郡芦北町の法人で、有明町の田 840 m²を売買により取得し、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して売電収入を得たいため、太陽光パネル 260 枚、パワーコンディショナー 10 機として整備し利用する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、山田最適化推進委員さんと現地確認をしてみました。譲渡人は、有明に農地をお持ちですが、県外にお住まいで、管理も不可能ということでした。問題ないのではないかと思います。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 4 ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑 429 m²を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上

の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建設業を営んでおり、従業員の駐車スペースが不足しているため、住宅1棟、事務所1棟、作業所1棟、資材倉庫1棟、駐車場7台として整備し、利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、光崎最適化推進委員さんと現地確認を行いました。この案件につきましては、先ほどの4条の1番の案件と同一の事業計画です。転用に加え、権利移動も含まれているため、5条で申請をされています。ただいま事務局の方で説明があったとおり、何ら問題ないという結論を出させていただきました。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑349㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが土砂災害警戒区域に指定されており、区域外に新築したいため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。7月22日に松本推進委員さんと二人で現地確認に行きました。譲受人も譲渡人も私の知り合いで、こちらの土地は、周りに住宅が出来ており、農

地として利用することは、難しい状態です。さらに譲渡人の方は、みなさん市外にお住まいで、管理も困難だとお聞きしました。特段問題ないと判断いたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 82 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 資料②の 5 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が 1 件、利用権の新規設定の計画が 15 件、再設定が 11 件、合計 27 件で、筆数 48 筆、総面積が 64,914 m²となっております。なお、5 ページの所有権移転の計画（1 件）につきましては、新和町の個人が熊本県農業公社より新和町小宮地の田 6,498 m²を売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 9 ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 83 号、非農地証明書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 3 件、有明地域が 1 件、栖本地域が 1 件、五和地域が 1 件、河浦地域が 1 件の計 7 件です。筆数は全体 19 筆、面積は 33,261 m²となっております。資料③の 10 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 21 ページの現

況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が2番・3番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■kmと■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真です。次に4番から8番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■と■■へ約■■kmと■■km、■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。こちらも全部で3枚あります。2枚目です。3枚目です。次が9番から12番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■kmと■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真になります。次が13番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が14番から18番の地図です。黄色で着色した旧■■■■から■■と■■、■■へ約■■kmと■■km、■■kmと■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で4枚あります。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。2枚目です。3枚目です。次が19番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番・3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4番から8番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 9番から12番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 13番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 14番から18番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 19番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
-
- 議長（本田実君） 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。
- 事務局（濱朋也君） 資料②の22ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条の許可不要届は2件、どちらも排水路として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届は4件、全て携帯電話の鉄塔を建設したいというものでした。以上です。
-
- 議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和4年天草市農業委員会第8回総会を閉会致します。
- 15時00分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本 田 貴

署名委員

端 田 睦子

署名委員

黒川 紀世子